

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	野村 実 (のむら みのる)	
○学位の種類	博士 (社会学)	
○授与番号	甲 第 1226 号	
○授与年月日	2018 年 3 月 31 日	
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項	
○学位論文の題名	地域公共交通の新展開によるモビリティ確保の方策 —公共交通アクターに着目した社会学的研究—	
○審査委員	(主査) 黒田 学	(立命館大学産業社会学部教授)
	津止 正敏	(立命館大学産業社会学部教授)
	石倉 康次	(立命館大学産業社会学部教授)
	近藤 宏一	(立命館大学経営学部教授)

<論文の内容の要旨>

【論文内容の要旨】

本研究の目的は、多様なアクターによる地域公共交通の新展開に着目し、運行主体や地域住民へのインタビュー調査から、政策的・実践的示唆を導出するものである。特に、社会福祉協議会（以下、社協）やNPO 法人という、従来は一般的ではなかった地域公共交通のアクターが、住民のモビリティ確保のためにどのような創意工夫を行っているのか、あるいはこれまで一般的なアクターとされてきた自治体や交通事業者は、その役割や取り組みにどのような変化が生まれているのか、複数の事例地域における各アクターへのインタビュー調査をもとに考察し、その方策を明らかにすることで、他地域への「選択肢」を提供することを試みている。

本論文は、地域公共交通に関する従来の学問領域である交通論に対するレビューを行うとともに、交通まちづくり、モビリティ確保、交通権、社会運動等の観点から地域公共交通に関する理論的な整理を丹念に行っている。また、交通に関わる社会学の先行研究については、ジョン・アーリの論考に着目し、特にアーリのいう「公共移動化」、自動車の「脱私有化」に言及し、これらの観点からモビリティ確保の方向性を検討している。

さらに、本研究課題について、地方部や過疎地における複数の事例を取り上げている。各地を訪問し、各種アクターへのインタビュー調査、質的調査を数次にわたって実施し、複数の事例を通じて、交通モードとアクターの比較検討を試みている。三重県玉城町およ

び長野県安曇野市の社協による地域公共交通の先駆的取り組み、兵庫県丹波市と京都府京丹後市における次世代型地域交通、神戸市東灘区住吉台における民間事業者によるコミュニティバスといった、いずれもアクターとモードの異なる先駆的な取り組み、実践に着目し調査対象としている。加えて、欧州における地域公共交通の展開に着目し、ドイツ、アルツベルクの住民バスを取り上げ、比較検討を補足的に試みている。

本論文の結論では、各アクターに求められる役割を考察した上で、非営利組織や地域住民のみならず、従来型のアクターである交通事業者や地方自治体が、地域住民や地域社会のその他アクターとの連携・協働の必要性にも言及している。

各章の概要は以下のとおりである。

序章は、研究の目的と背景、問題意識、研究の分析視角、事例選択の理論的意義、研究方法、研究の構成を論述し、地域公共交通におけるアクターの多様化とモビリティ確保の必要性を明示している。特に、従来の交通研究では一般的でなかった社会学的な分析・研究手法を採用する理由を記している。

第1章は、地域公共交通とモビリティ確保に関する法制度・政策動向・実態について、地域公共交通に関わる法制度と政策動向、高齢社会におけるモビリティ確保の現状と課題、2000年代以降のオルタナティブな地域公共交通の展開から論述している。特に「地域公共交通の新展開」「地域住民のモビリティ確保」は本研究を展開する上で、重要な基軸となることを示している。また、2007年の地域公共交通活性化再生法の成立以降の政策動向、高齢社会の進展における高齢者のモビリティ確保を目的とした地域公共交通整備の必要性、福祉的な交通サービスの利用対象者ではない、制度・政策の狭間にいる一般高齢者に焦点をあてた「交通弱者」問題の論点をそれぞれ整理している。

第2章は、地域公共交通とモビリティ確保に関する理論的背景を整理しており、地域公共交通に関する先行研究およびモビリティ確保に関する学術的・実践的背景を整理し、その上でモビリティと交通に関する社会学的研究について、特にジョン・アーリらによる移動・モビリティ研究に着目し整理し、論述している。寺田一薫や高橋愛典、西村弘らによる近年の交通研究を概観し、①2000年代の規制緩和、②交通まちづくり、③政策的視点という3つの基軸から整理している。特に、近年の交通研究の文脈で、「主体」や「関係性」といういわば社会学が守備範囲としている主題が取り上げられていることにも言及している。モータリゼーション以降の高齢者等の交通弱者に対するモビリティ確保、日比野正己らの交通権保障に関する先行研究、モビリティと交通に関する社会学的研究について、室井研二、田代英美、齋藤康則らの論点を整理している。

第3章から第5章では、地域公共交通の事例研究、各アクターへのインタビュー調査を通じて、モビリティ確保の方策を明らかにしている。

第3章では、三重県玉城町と長野県安曇野市における社協の取り組みについて、地域公共交通の新たなアクターとしての社協の役割と地域福祉的な公共交通の展開可能性を示している。社協が地域住民視点からの生活課題発見、生活ニーズの把握に基づいて、応答可

能なデマンド交通を活用して高齢者の外出を促進している様相を詳述している。

第 4 章では兵庫県丹波市と京都府京丹後市の事例、デマンド交通やライドシェアを「次世代型地域交通」として位置付け、人口減少社会におけるそれらの役割について考察している。

第 5 章では神戸市東灘区住吉台における事例、都市部における生活ニーズに応じたコミュニティ交通と新交通システムについて考察している。また、住吉台を中心に新交通システムの実証実験が行われ、地域住民の主体的な参加を促しつつ、公共交通と連携したカーシェアやライドシェア、タクシーの相乗り等の新たな試みが行われてきたことにも言及している。既存の交通と新たな交通の連携可能性や、住民参加による交通と地域づくりの可能性を提示している。

第 6 章は、以上の事例を踏まえて、それらの要点整理を行い、政策的・実践的なインプリケーションを導出するとともに、さらに欧州（ドイツ）における新たな交通の展開、動向を取り上げている。ICT の利活用を通じた交通サービスの統合、各交通モード間の隔たりをなくすという MaaS (Mobility as a Service) を概観しつつ日本への応用可能性を検討している。

終章では、地域公共交通の各アクターの役割とモビリティ確保の方策について、社会学と既存の交通研究および周辺領域への学術的示唆を論述している。すなわち第 2 章で整理された先行研究に対して、第 3 章以降の多様なアクターの事例研究がどのような学術的示唆を与えうるのか、地域公共交通に関する研究、交通権等を主題とした研究、社会学的研究の 3 点から検討するとともに、今後の研究課題を提示している。新たな交通が既存の地域公共交通の補完・代替機能を果たしうる点は、他地域への政策的なインプリケーションともなることを結論づけている。また、生活ニーズや日常的な移動に関する実態を精緻に把握すること、地域住民のモビリティ確保、社会包摂的な地域公共交通の方策を提示していくことを今後の研究課題としている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、地域公共交通の展開方向について、現代日本の交通問題を生活課題、高齢者等のモビリティ確保の観点から考察し、交通モード・運行形態、および地域公共交通のアクター・行為主体の 2 つの側面から政策的、実践的示唆の導出を試みている点で、独創的であり、これまでにない社会学研究の新たな地平を切り開く学術的意義を持つものである。

従来、地域公共交通については、交通工学、交通経済学などの交通論によって研究対象とされてきた。これらの学問領域では、交通システムとネットワーク、交通インフラ、交通容量、採算性などの経済的観点からの把握、考察が主であり、また多くは地域住民を乗客、利用者として把握するにとどまっている。それに対して、多様な社会階層や生活様式、生活問題の次元から交通問題を把握、考察する社会学的・社会福祉学的観点からの地域公共交通に関する研究は、萌芽的でありかつ希少であるとともに、現代の複雑化する交通問

題を実証的に解明するという点での学術的意義はきわめて高い。

さらに、社会福祉政策では従来、身体障害者や介護の必要な高齢者などの交通弱者が福祉輸送の対象とされてきたが、移動の自由に困難を抱える地域住民（自家用車の不保持、地域公共交通の不充足、買い物困難者など）に対する生活支援が新たな課題となり、社会的に注視されているなかで、潜在的な社会福祉問題の顕在化を図るという本論文の意義は大きい。

本論文は、地域公共交通の新展開を、地域住民、交通事業者、社協、NPO、地方自治体、中央政府などの諸アクターの役割と交通モードに着目して実地調査を行い、ウーバーなど現代的な情報技術システムと地域住民のネットワークの新たな組み合わせが、新たな可能性をもつことを浮き彫りにしている。また、地域公共交通というメゾレベルの現実に焦点を当てた実証研究であり、経済的効率性重視の新自由主義的ないしは市場原理主義的な公共交通の展開とモータリゼーションの普遍化によって生み出された「交通弱者」の問題を踏まえ、新たな地域公共交通と地域社会ネットワークの意義を解明したものである。地域社会が求める公共交通とは何かという本質的な問いに答え、新たな公共交通のあり方を展望するものである。

また、本論文は、地域福祉研究としても学術的意義を持ち、いわゆる「高度経済成長期」以降に見られる「職住分離」や「標準化されたライフスタイル」に基づいた定時・定点の大量輸送という公共交通に対して、現代の少子高齢社会における多様なライフスタイルに対応した地域公共交通およびモビリティ確保に関わる課題と方向性を地域福祉の課題に重ね合わせた新しい研究と位置づけることができる。

このように、本論文は当該分野のオリジナルな研究成果として認めうるものであり、博士学位に値する論文として評価できるものである。しかしながら、審査委員会で指摘されたものを含め、次のような課題がある。

第 1 の課題は、地域公共交通政策と地域住民の運動および諸活動の社会構造的な把握、理論化という点で、今後の展開が期待されるところである。

第 2 章において、1960 年代以降のモータリゼーションの問題性に対して、交通権運動、モビリティ確保に向けた社会運動（障害者運動）について、それらの論点を整理し、社会運動と地域公共交通政策との連関について詳述してはいるが、デマンド交通、コミュニティ交通等の新たな展開と地域住民運動、共同活動との構造的連関を十分に明示するまでには至っていない。その点に関連して、申請者もまた、終章において、地域公共交通の各アクターの役割と連携・協働の方策、狭義の交通問題だけに収斂させない社会包摂的課題を学術的示唆として導出することを研究課題として認識している。

第 2 の課題は、地域公共交通に対する国、自治体、行政機関の役割、公的責任性を地域住民のネットワークや新たな情報技術による新交通システムとの関係、新たな方向性を明示することにある。

地域住民の多様なライフスタイルと地域住民のライフステージに対応した地域公共交通

政策をどのように展開し実現するのか、新しい公共交通に対する行政の役割が問われている。そのもとで移動の自由に関する社会的保障、交通権保障の観点から、実態をさらに精緻に把握し、具体的な課題の顕在化を通じて、モビリティ確保に関する理論化を図ることが期待される。また、第 6 章で触れている欧州における新たな交通システムの展開を例示に留めずに比較研究として進展させることも必要となろう。

以上のような課題を残しながらも、先に述べた優れた点を考慮し、審査委員会は一致して、本論文は博士学位審査に関わる論文評価基準に基づき、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2018年1月25日（木）午前11時から12時30分まで、産業社会学部大会議室にて行われた。

申請者は、2013年3月に立命館大学産業社会学部産業社会学科を卒業し、同年4月に同大学大学院社会学研究科博士課程前期課程に入学し、2015年3月に同修了、同年4月同博士課程後期課程に入学し、現在に至っている。その間、日本学術振興会特別研究員（DC2、2016年4月～現在に至る）、関西学院大学人間福祉学部非常勤講師（2017年4月～同年9月まで）、

大阪医療秘書福祉専門学校介護福祉科非常勤講師（2015年9月～2016年3月まで）の研究・教育歴がある。

研究業績としては、著書3点（共著2、共訳1）、査読付論文5点（単著4、共著1）の他、研究報告（講演、シンポジスト含め）についても22点があり、当該論文に関連する研究業績の十分な蓄積が認められる。審査委員会は、申請者の業績等の評価により、申請者が十分な知識と学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。